

【届出に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(1) 基本診療料

- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・ データ提出加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算 2
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 認知症ケア加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 入退院支援加算
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ 入院時食事療養（I）入院時生活療養（I）

(2) 特掲診療料

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 遠隔画像診断
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ CT 撮影及びMRI 撮影
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検体検査管理加算（II）
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 輸血管理料 II
- ・ こころの連携指導料（I）
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3

- ・がん患者リハビリテーション料
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・看護職員処遇改善評価料（５１）
- ・ストーマ合併症加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料（６９）
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の「注３」に規定する救急搬送看護体制加算
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の「注２」
- ・在宅患者訪問看護・指導料の「注１６」（同一建物居住者訪問看護・指導料の「注６」の規定により準用する場合を含む）に規定する専門管理加算
- ・別添１の「第１４の２」の１の（３）に規定する在宅療養支援病院
- ・医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・往診料の「注９」に規定する介護保険施設等連携往診加算

（３）入院時食事療養（Ⅰ）に関すること

入院時食事療養（Ⅰ）に関することの届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。